

(特定有期雇用教職員) 特任教員・特任研究員 募集要項
 東京大学教養学部教養教育高度化機構 特任講師または特任准教授公募

1.	職名及び人数	特任講師または特任准教授 1名
2.	契約期間	令和 6年 10月 1日～令和 9年 9月 30日
3.	更新の有無	更新する場合が有り得る。更新は3年度ごとに行う。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、学術研究、健康状態等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科・教養学部（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	教養学部前期課程1・2年生「ドイツ語」の授業（基礎科目「ドイツ語」・総合科目「ドイツ語」）、および教養学部後期課程3・4年生「共通ドイツ語」「専門ドイツ語」等を週7コマ担当する。海外研修の引率・教材開発・その他の東京大学にかかる業務も行なう。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業日・就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日。ただし、休日が授業振替日になることがある）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇（就業規則に基づき付与）
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額46～61万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	下記のすべての条件に該当する方 1) ドイツ語を母語としていること 2) 博士号を取得していること（取得見込みを含む）、あるいは同等の研究業績があること 3) 日本の大学でのドイツ語教育歴があること 4) 上記「7. 業務内容」を担当する十分な能力と意欲があること
14.	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/en/about/jobs.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 業績リスト 3) 主要業績5点以内 4) 研究・教育に関する抱負（各1頁以内・日本語もしくはドイツ語）
15.	提出方法	上記書類の電子ファイルを、1つのPDFファイルにまとめ、ファイル名を「教養教育高度化機構ドイツ語応募（氏名）」とした上で、以下のURLにアップロードする

		<p>こと。</p> <p>URL:https://dawn03.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/qaY9wN7JsKBM5wkH0zN5o7xLITPqQog5Zjnk3KzUc8D</p> <p>※2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合は、「17. 問い合わせ先」までメールでお問い合わせ下さい</p>
16.	応募締切	<p>令和 6年 6月 23日（日）日本時間 18 時必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施。第二次選考に要する交通費などは自己負担とします。なお、遠隔地に住み来学が困難な方に対しては、面接方法を配慮します。</p>
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1</p> <p>東京大学教養学部ドイツ語部会 担当：齊藤渉</p> <p>TEL：03-5454-6288</p> <p>e-mail:doitsugobukai[at]gmail.com</p>
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20.	その他	<p>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしない。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。